

監事監査報告書

社会福祉法人 日本原荘
理事長 福原文徳 殿


私たち監事は、社会福祉法人日本原荘の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの理事の業務執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。

- 1、 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 2、 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 3、 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 4、 資金収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 5、 事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業活動の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上、平成28年度の社会福祉法人日本原荘の事業報告書・財産目録・貸借対照表・資金収支計算書及び事業活動収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適性と認めます。

平成29年 5月18日

監事 竹内賢次郎 

監事 芦田 幸二 


独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

社会福祉法人 日本原荘
理事長 福原 文徳 殿

事務所所在地 岡山市中区桑野713番地10
事務所名 宮崎栄一公認会計士事務所

公認会計士

宮崎 栄一 

私は、社会福祉法人 日本原荘の平成28会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（内訳表を含む。）、事業活動計算書（内訳表を含む。）及び貸借対照表について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人 日本原荘の平成28会計年度の資金収支及び純資産増減の状況並びに同会計年度末日現在の資産、負債及び純資産の状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人 日本原荘と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上